

原子力資料情報室 第84回公開研究会

『原発ゼロ社会への道 —新しい公論形成のための 中間報告』意見交換

2013.12.16

船橋晴俊

(原子力市民委員会)

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-21戸田ビル4F

Tel/Fax 03-3358-7064

<http://www.ccnejapan.com/>

Email@ccnejapan.com

2013. 11.30

原子力市民委員会設立の目的と構成

(1) 原子力市民委員会の設立の背景

*福島原発震災の深刻な被害

→ 脱原発政策の体系的、対抗的構築が必要

(2) 原子力市民委員会の目的

「脱原発社会構築のために必要な情報収集、分析および政策提言をする市民シンクタンク」

「意見・情報を交換するフォーラムを組織すること」

(3) 原子力市民委員会の構成

* 原子力市民委員会(委員 11名)

* 四つの部会

①福島原発事故部会、

②核廃棄物部会

③原発ゼロ行程部会

④原子力規制部会

* アドバイザリー・パネル

『原発ゼロ社会への道 —新しい公論形成のための中間報告』の構成

序章

第1章 福島原発事故の被害の全容と「人間の復興」

第2章 放射性廃棄物の処理・処分

第3章 原発ゼロ社会を実現する行程

第4章 原子力規制はどうあるべきか

おわりに

資料

序章

1. 福島原発事故被害の深刻さ

- (1) 複合災害としての原発震災が現実となった。
- (2) 複数の原子炉が爆発し、広範囲を深刻に放射能汚染。
- (3) 多数の原発関連死をもたらした。
- (4) 多数の人々を被曝させ、健康障害のリスクをもたらしている。
- (5) 陸地の放射能汚染が深刻な被害をもたらしている。
- (6) 海洋の放射能汚染が深刻な被害をもたらし、さらに拡大している。
- (7) 事故収束の目処がたっていない。
- (8) 事故収束・処理のために莫大な被曝労働が必要。
- (9) 金銭的側面だけで数十兆円以上の損失をもたらしている。
- (10) さまざまな社会的対立と分断を引き起こしていること。

2. 原発ゼロ社会を実現すべき理由

- ① 過酷事故、② 核廃棄物、③ 自然災害などへの無力、
④ コストが高い

* ゼロ社会を実現する方法＝法律にもとづく原発停止

3. 実現のための政治的条件と三つの政治的障害。

- (1) 国内の政治・行政機構の抵抗。(2) 日米同盟のたが。(3) 立地地域の抵抗。
- 実現には各方面を巻き込む議論が必要。

序章

4. 原子力政策大綱をどのような方法で作成するか

(1) 取り組み態勢の改革

- ・これまでの原子力政策は、原子力利用に直接的利害関係を有する人々や組織が、排他的影響力をもって決定してきた。
- ・国民の総意と見識をより適切に反映するしくみが必要

(2) 総合性

- ・さまざまな立場の人々や組織の視点を取り入れる
- ・学問分野の総合性。原子炉工学偏重の回避。人文・社会科学の必要性。

(3) 科学的検討の自律性の確保

(4) 政策判断における倫理的判断の必要性

①安全性

②公平性

③公正さ

④持続可能性

第1章 「フクシマ被害」の現状

事故は収束していない。被害は救済されていない。

(1) 被害の意図的な過小評価。

放射能→平気。被曝→少ない。汚染→狭い。真実は真逆で、再評価すべき。

(2) モニタリング基本法制が必要。

森林、林産・農産物、野生生物、淡水系、海洋汚染。

(3) 被ばくを避ける権利の確立。

避難する権利、被曝回避・低減する権利、診断と医療・助言を受ける権利。

追加被曝量年間1ミリシーベルトを下回るまで「帰還」を強めない。

(4) 農業、漁業の再建と職の安全

食品検査と生産管理を福島だけでなく、岩手・宮城・茨城・栃木・群馬・千葉でも。

情報のデータベース化とマップ化、ゾーニングを進める。

(5) 経済の復興よりも「人間の復興」

生活再建支援を損害賠償とは区別して実施・拡充。

損害賠償は原子力損害賠償紛争解決センターに紛争審からの独立性付与。

(6) 除染と事故処理での「被曝の低減」

局所的除染と面的除染による線量緩和を区別。除染を「避難の権利」排除の理由としない。事故処理の作業環境の早急な改善。

第2章 放射性廃棄物の処理・処分

放射性廃棄物を扱う基本原則

①環境汚染の最小化、②被曝の最小化、③国民負担の最小化

(1) 核燃料再処理の中止。

国内再処理も海外委託も行なわない。六ヶ所村に集められた各種放射性廃棄物については、しばしの暫定貯蔵の後、負担の公平原則に従い移管する。

(2) 使用済核燃料の乾式貯蔵。

早急にプール貯蔵(水冷)から乾式貯蔵(空冷)へと、方式を変更し、最終的に高レベル放射性廃棄物として処分されるまで保管。

(3) プルトニウムを放射性廃棄物と位置づける。

処分方法は未定だが、いちばん有力なのは、高レベル放射性廃棄物と一緒に固化する方法。

(4) 原子力発電環境整備機構(NUMO)の地層処分方法を白紙に

十分な国民的議論のもとで新しい枠組みを検討。

学術会議の見解にある「総量管理」「暫定保管」「多段階の意志決定」という考え方の具体化の可能性を検討する → 各電力会社の圏内での暫定保管施設の建設を検討する。

(5) 高速増殖炉実用化計画を廃止、もんじゅも即刻廃止とする。

完全に廃止し、廃棄物の消滅処理の仕組みとしても使わない。

(6) その他 (低レベル放射性廃棄物の処分政策、核燃料サイクル関連施設の処理・処分政策、核セキュリティ政策などを、最終報告書までに、検討)

第3章 原発ゼロ社会を実現する行程

法律によって原発廃止を確定させる

(1) エネルギー転換基本法の策定。

原子力基本法を廃止し、新しい国の方針をきちんと明示する。

(2) 原子力損害賠償制度の見直し。

現実の事故被害額を前提にした保険金額への変更。

原子力事業者(電気事業者)以外の責任負担も可能にする。

(3) 持続可能な社会を実現するエネルギーシステム。

以下の三つの原則で。

1) 原発ゼロの実現、2) 気候変動の防止、3) エネルギーの自立(国家、地域)(再生可能エネルギーの積極的振興)

(4) 電力需給・経済影響の緩和措置

電力需要抑制のための省エネ、再生可能エネルギーの導入による経済効果や原発維持費、安全対策費削減で、化石燃料費調達費用増大を相殺。

立地自治体や関連産業への経済影響は、地域資源を生かした第一次産業復興や再生可能エネルギー事業への産業転換で対処。

(5) 電力会社の経営問題

原則は破綻措置。政府・関連企業も含め責任を明確にする特別措置法。

(6) その他、原発輸出や国際条約、教育の問題など最終報告までに検討。

第4章 原子力規制はどうあるべきか

本来は原発を放棄し、「即時原発ゼロ」を実現するのがもっとも安全な選択。しかし今は現実に原発が存在し、まだ運転される可能性もあるという中で、原子力規制に言及する。

規制基準は、安全性が唯一の判断基準であり、その時点で技術的に可能な全ての対策を要求すべきである。

原子力規制委員会の新規制基準の問題点

- (1) 従来の安全規制の最上位にあった原子炉立地審査指針を削除。
過酷事故の発生を認めた「残余のリスク」の記述が消えた。
- (2) 「重大事故時に周辺住民に放射線障害を与えない」という立地評価をやめた。
フィルターベントによるセシウム137の評価のみ。他の核種は無制限。
- (3) 「一つの機器の故障」しか考えない旧来の「設計基準」を踏襲。
多重トラブル対応に原子炉設計の抜本的見直しが必要。
- (4) 基準地震動・基準津波を超える地震や津波に対処する過酷事故対策がない。
- (5) 航空機やテロ・戦争など破壊行為に対して無力。
- (6) 不十分な特定安全設備やフィルターベントへの5年猶予。
- (7) 水位計や温度計など機能喪失した計測装置などの審査指針が見直されていない。
- (8) 原発立地や運転についての自治体同意は少なくとも30キロ圏まで拡大するべき。
- (9) 老朽原発は例外なく40年廃炉を適用するべき。

『原子力政策大綱』に向けての追加論点 ＝取り組み態勢の問題点と改革(第5章)

- 社会制御を的確に実施するためには、四つの取り組みの場の適切なデザインと結合が必要
- ①公論形成の場:人々が、社会問題や政策課題に対して、討論を通しての改善され作成された意見としての「公論」を表明する場
- 公開性、対等性、批判性、継続性を備えること
- ②科学的検討の場
「分立・従属モデル」から、「統合・自律モデル」への転換
- ③政策案形成の場
 - 複数の政策案を作成し、選択肢として比較検討(効果、費用、随伴帰結) →この点で、「科学的知見」は手段として役立つ
- ④政策決定の場:複数の政策案の中から、世論・公論の総合評価に基づいて、もっとも支持があるものを選ぶ

図1 科学的検討の場の分立・従属モデル

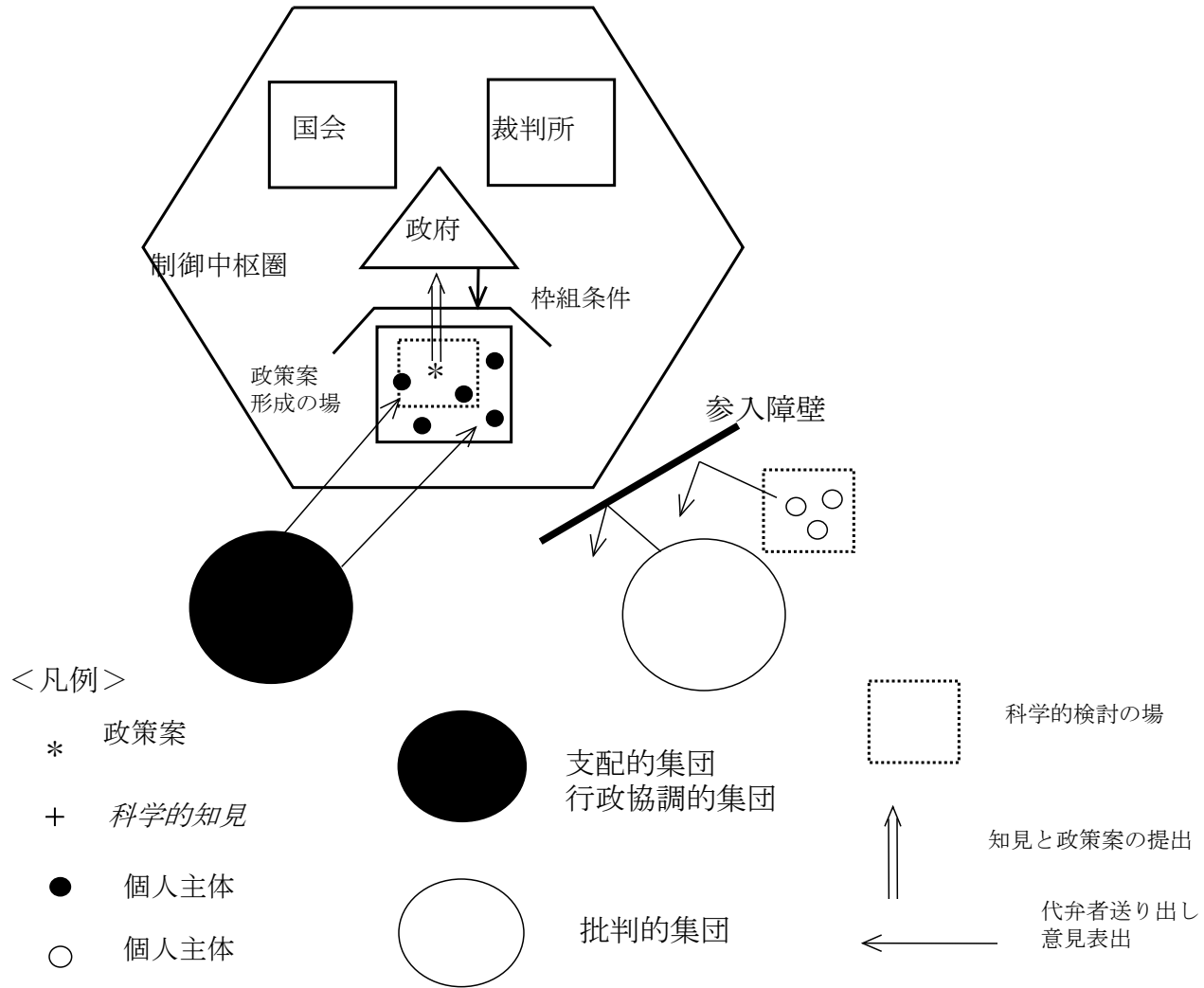


図2 科学的検討の場の統合・自律モデル

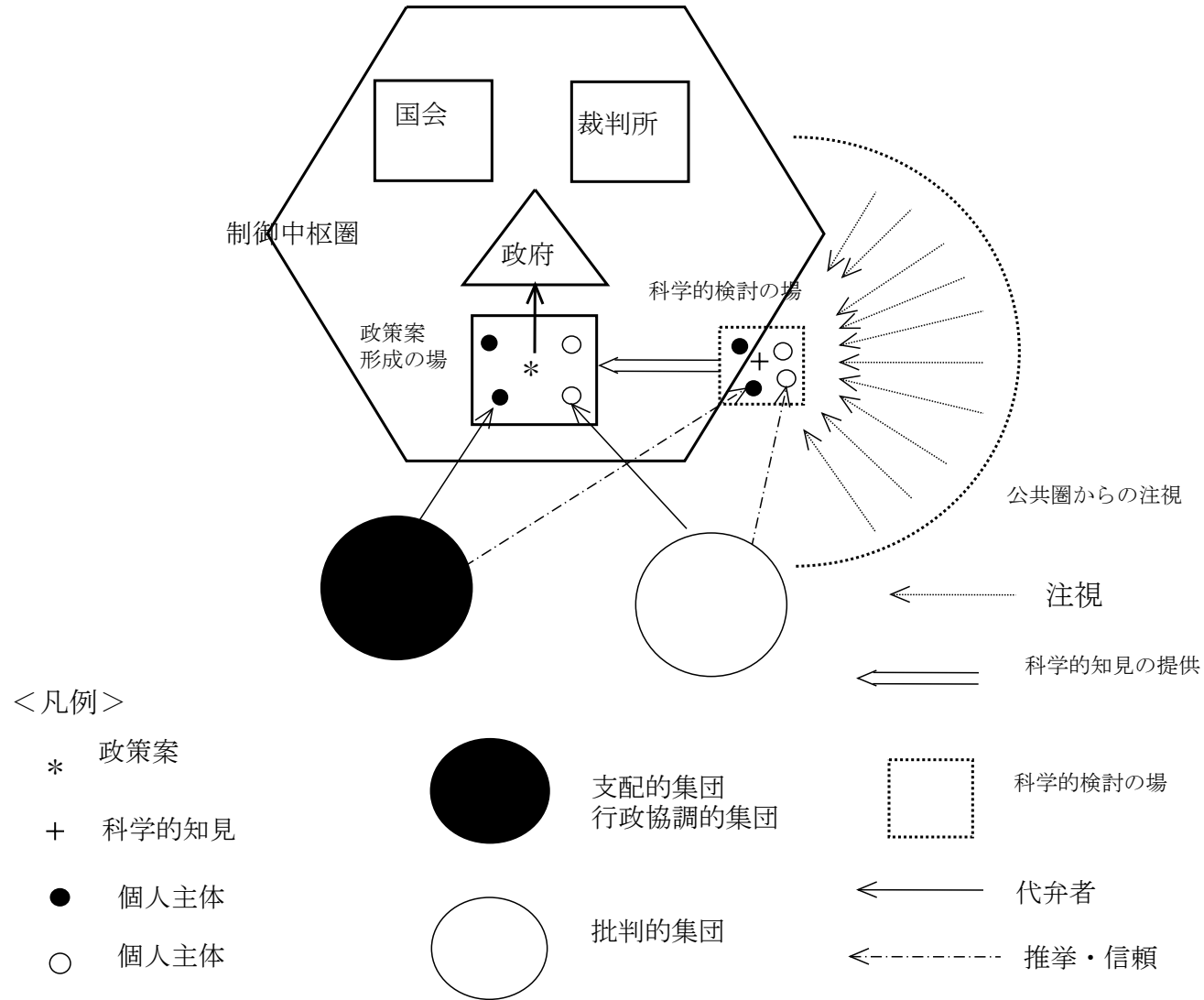


図3 四種類の「取組みの場」が適切に連結された「取組み態勢」
 (公論形成の場と国会が機能している場合の取り組み態勢)

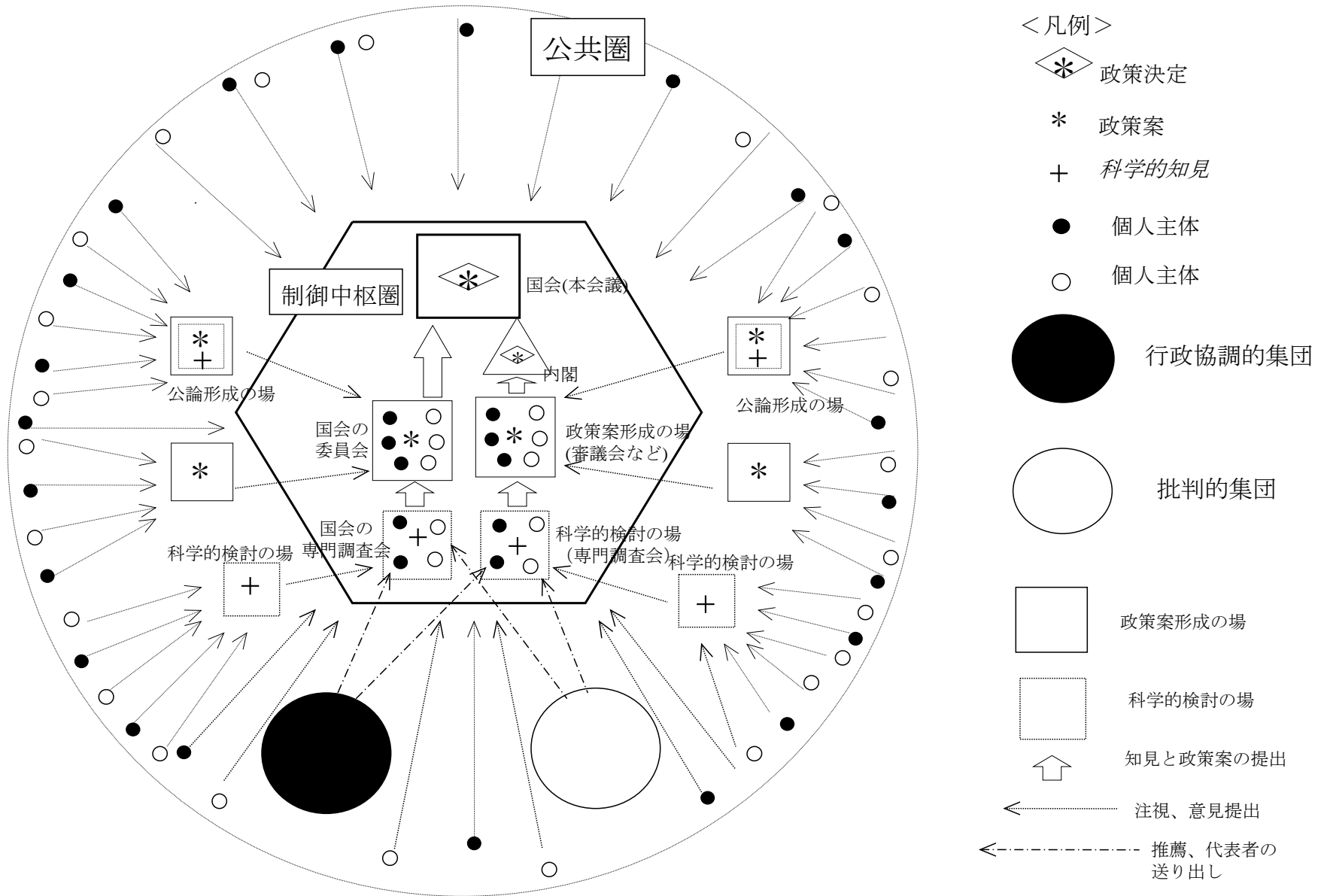
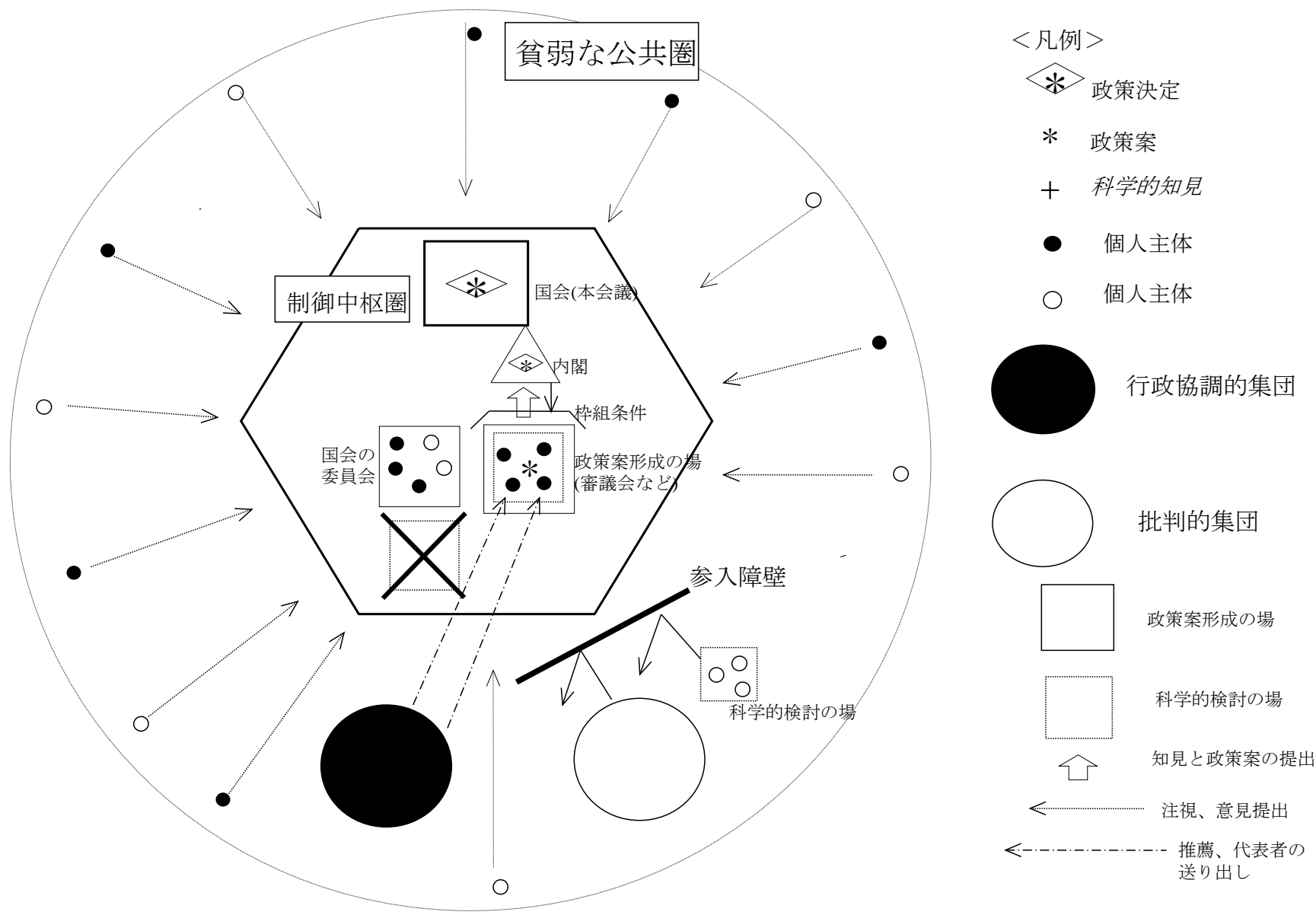


図4 行政専横型の政策形成過程 (取組み態勢が貧弱な状況は、公論形成の場の貧弱さを背景にしつつ、科学的検討の場の分立・従属モデル、国会の調査委員会の欠如によって、もたらされる。)



結び(これからの課題)

(0) 自民党・安倍政権は、参院選挙では、原発の是非を政策論争の焦点からはずそうとしていた。

しかし、12月になって、「総合エネルギー資源調査会」の「基本政策分科会」において「エネルギー基本計画に対する意見」の事務局素案が提出される。→経産省は、公然と原発ゼロの方針を否定し、原発復活への方針転換を打ち出す。

政策(案)作成過程が、閉鎖的であり、推進派利害集団に埋没している。

政策策定過程においても、政策内容においても、福島原発震災への真剣な反省がなく、その教訓を学ぼうとする姿勢が欠如している。

結び(これからの課題)[続き]

(1)『脱原子力政策大綱』をどのように充実したものにしていくか

→ 各地での討論集会を開催し、そこで提出される論点を反映させて行く。

* 例：原発震災を引き起こした要因連関の解明、福島県における各自治体の再生、原発輸出政策の批判

(2)『脱原子力政策大綱』を使って、どのように、脱原発をめざす世論を強化していくか

→ 国内での広範な普及。国内の世論の強化

→ 国際的な情報発信。原発建設に取り組もうとしている諸国へ日本の経験をどのように伝えるか

→ 再生可能エネルギーの地域に根ざした取り組みとの連携